

令和3年3月12日

自治会長様

さいたま市長 清水 勇人
(公印省略)

令和3年度自治会に関する調査について(依頼)

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、市政発展のため多大なる御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、自治会活動の支援や自治会に関する問合せ対応のため、毎年度、自治会に関する調査を実施しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、下記のとおり、ご回答いただきますようお願いいたします。

記

1 調査内容

- (1) 令和3年度自治会長及び広報担当者について【様式1】
- (2) 令和3年4月1日時点の自治会加入世帯数について【様式2】
- (3) 埼玉県宅地建物取引業協会への自治会情報提供に係る同意確認について【様式3】

2 目的

- (1) 市からの情報提供及び自治会に関する問合せ対応のため
- (2) 自治会運営補助金等の積算根拠とするため
- (3) 埼玉県宅地建物取引業協会に自治会情報を提供するため

※ 個人情報の取扱い等の詳細につきましては、各様式をご参照ください。

3 回答方法

各調査内容に対するご回答を各様式にご記入いただき、令和3年4月19日(月)までに緑区役所コミュニティ課へご提出ください。

担当

緑区役所コミュニティ課

地域活動係 熊倉・武内・小口

連絡先 712-1131

FAX 712-1272

E-mail midoriku-community@city.saitama.lg.jp

様式 2 別紙

加入世帯数の考え方

加入世帯の多様化を踏まえまして、令和3年度より「加入世帯数の数え方の事例」を下表のとおりとさせていただきます。
 なお、自治会の加入世帯につきましては、会則の定めを根拠とさせていただきますので、必要に応じて会則に記載していただきますようお願いいたします。

加入世帯数の数え方の事例		内訳	留意点
加入している		A	
加入しているが、会費を未納や滞納している		B	
加入しているが、会費を減免している		B	「会費の減免」について、会則の定めが必要となります。
法人会員、法人賛助会員として加入している		C	「法人会員・賛助会員」について、会則の定めが必要となります。
アパートのオーナーから入居世帯数分の会費を割引で納めてもらっている	会則上、アパートのオーナーを、法人会員や賛助会員と同等の会員とみなしている場合 オーナーが入居者分の会費を支払っている物件について、会則上その入居者を会員として扱うとして規定されている場合	C	会則に照らして、アパートのオーナーを法人会員(C)、又はアパート入居世帯の代表者(A)として加入世帯数に算定してください。
加入しているが、会員本人が介護施設等に入所しており、自治会区域内の家が空き家となっている	短期的な入所で、将来的に自宅に戻ってくる事が明らかとなっている場合 自治会区域内の施設等に入所し、自宅に戻る予定はないが、本人が引き続き自治会員の継続を希望する場合 自治会区域外の施設に入所し、自宅に戻る予定がない場合	A	
未加入		X	自治会は「一定の区域に住所を有する者の地縁に基いて形成された住民自治組織」のため、区域外の方は上記にあてはまらない。
建設中〇戸、販売中〇戸、入居見込み、加入見込み		X	
未加入だが、回覧等を行っている		X	
未加入だが、イベント等には参加している		X	

※ Xは内訳のいずれにも算入しません。

個人情報の取扱いについて

御報告いただきました自治会長及び広報担当者の個人情報は、次のとおり取り扱わせていただきますので、御理解と御協力をお願いします。

1 個人情報の内容

自治会長及び広報担当者の連絡先（氏名・住所・電話番号）

2 利用目的

（1）本市からの情報提供のため

本市からの情報提供、各種行事のお知らせ、依頼等の通知をするため

（2）以下の目的で、会長の連絡先の照会があった場合の情報提供のため

- ア 自治会入会希望、集会所利用等、直接連絡が必要なとき
- イ 公共工事等で工事内容の周知等、直接連絡が必要なとき
- ウ 不動産業者等が物件の入居者に対し自治会加入案内をする等、直接連絡が必要なとき
- エ 建築会社等が新築物件のごみ収集所の設置協議等、直接連絡が必要なとき
- オ さいたま市自治会連合会、緑区自治会連合会及び各地区自治会連合会からの依頼や請求に基づき、連絡先等を提供するとき
- カ さいたま市自治会連合会、緑区自治会連合会及び各地区自治会連合会からの理事会等で承認を得て、連絡先等を提供するとき
- キ 上記のほか、地域住民の生命、生活、財産の保護等を目的とする請求に基づき、連絡先等を提供するとき

3 情報提供時の事務手続きについて

2（2）の情報提供を行った際は、依頼者や目的等を確認し、経過を記録します。

なお、利用目的が上記の目的以外の場合は、御本人に提供の可否を確認いたします。

4 情報の管理

収集した情報は、緑区コミュニティ課及び市民生活部コミュニティ推進課が管理するものとし、その利用目的の範囲内で利用します。

また、情報を保有する必要がなくなった場合は、速やかに処分するものとします。

【様式2】

令和 年 月 日

令和3年4月1日時点の自治会加入世帯数について

《重要》加入世帯数の取扱いについて

本調査でご回答いただいた加入世帯数は、令和3年度の自治会運営補助金等の市補助金の積算根拠とさせていただきます。大変重要な数字ですので、正確なご回答にご協力ください。補助金申請時に、加入世帯数を変更することはできませんので、ご注意ください。

自治会名	大門美園自治会
加入世帯数 (令和3年4月1日現在)	A～Cの合計 _____ 世帯
内訳 ※ 各項目のアルファベット A～Cは、別紙「加入世帯数の考え方」の「内訳」欄を表しております。	A：会費徴収世帯数 () B：会費免除世帯数 () C：法人賛助会員数 ()

< ご記入にあたって >

令和3年4月1日時点の自治会加入世帯数をご記入ください。

加入世帯数には会費免除世帯や法人賛助会員も含まれます。詳しくは、別紙「加入世帯数の考え方」をご参照ください。